

番号：19a01123

国名：ニカラグア

担当：農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第三チーム

案件名：ニカラグア国農業開発アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業開発アドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月下旬から2021年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：現地 4.00M/M国内 1.00M/M、合計 5.00M/M
- (3) 業務日数：
 - 第1次 国内準備 7日、現地業務 60日、国内整理2日
 - 第2次 国内準備 6日、現地業務 60日、国内整理5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地派遣業務については2020年3月上旬～5月中旬頃の60日間にて提案可能です。第2次現地派遣期間については、業務従事者による具体的な日程提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、11. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・
公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単
独型) 公示にかかる応募手続き)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月12日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	フードバリューチェーン強化にかかる各種業務
対象国／類似地域	ニカラグア/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグアの経済は近年、2010年～2017年の平均GDP成長率が5.2%台を達成するなど着実な成長を実現していたが、一人当たりGDPは2,031米ドルと未だ低いレベルにある(2018、ニカラグア中央銀行)。ニカラグアにおいて、農業、畜産業は、GDPへの寄与率の約13.3%¹(2018、ニカラグア中央銀行)を占める主要な産業である。

ニカラグアの農業の特徴として、生産者の約93%が中小規模農家であることが挙げられる。ニカラグアの主要産品のうち、コーヒーの70%、肉牛の75%、基礎穀物の90%、フルーツおよび野菜の85%が中小規模農家によって生産されている。(2018、ニカラグア農牧省)

このようにニカラグアの主要産品の多くは、中小規模農家によって生産されており、中小規模農家は、ニカラグアのフードバリューチェーン²(以下、FVC)を構成する主要なアクターである。

一方、小規模農家の抱える問題として、土壌肥培管理や病害虫対策等の技術の不足、市場に関する情報の不足、資材購入や生産物の販売のための組織化の不足などによる生産性・収益性の低さなど、FVCの生産から販売に至るまで多様な課題があげられている。

このような状況のもと、ニカラグア政府は、国家人間開発計画(2018年～2021年)において、中小規模生産者を中心とした産業化促進のため、重要品目ごとに国家開発戦略を策定することを定め、これまでにコーヒーや肉牛を含む17品目について、国家開発戦略を策定した。これらの国家戦略では、それぞれの農産物の品質向上や、付加価値化などについて達成目標が提案されている。しかしながら、実際の行動を起こすためには、品目ごとのFVCについて、生産段階のみならず、加工、物流、販売を含めた農産物の市場・流通を包括的に捉え、各工程におけるより具体的な分析に基づいて課題を抽出し、関連する多様な産官学関係者を巻き込んで対応する必要がある。

以上の背景のもと、ニカラグアのFVCの現況を分析し、課題解決に向けて、助言指導を行うアドバイザーの派遣が我が国に対し要請された。

7. プロジェクト概要

(1) 対象地域

ニカラグア全土 (活動拠点は首都マナグア)

(2) 協力期間

2020年2月～2022年2月(2年間)。本件業務は、第1年次のみを対象としている。

(3) プロジェクトサイト

マナグア及びニカラグア全土 (選定するFVCによる)

(4) 相手国機関名

農牧省農務室

(5) プロジェクト目標

¹ 2018年の統計データは、推定値として示されている。(ニカラグア中央銀行)

https://www.bcn.gob.ni/estadisticas/sector_real/produccion/1-3.htm

² フードバリューチェーン(FVC)とは、農業生産に必要な投入材の供給から生産、加工、流通、消費までの食品流通の各段階で生み出される付加価値(バリュー)を連鎖させたもの。詳しくはJICA mundi2018年8月号「ひと目でわかるフードバリューチェーン」を参照。https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1808/201808_02_02.html

ニカラグアにおいて社会経済効果の観点からインパクトの大きいフードバリューチェーン（FVC）を強化する。

（6）成果

- ① 選定された農産物の FVC が抱える課題（技術、制度、インフラ、資金等）が明らかにされる。
- ② 成果①で特定された課題の解決に向けた産官学関係者によるアクションプランが策定される。
- ③ アクションプランの実践に向けた活動及び実践に至る過程から得られる教訓が関係者に共有される。

8. 業務の内容

本業務従事者（以下「専門家」）は、FVC 強化のために行う課題分析や、産官学関係者による FVC 強化にかかるアクションプランの策定、実践に向け、技術的な助言・支援を行う。

具体的な業務内容は以下の通り。

（1）第1次国内準備期間（2020年2月下旬～3月上旬：7日間）

- ① ニカラグアにおける主要な農産品の自給率、農産物貿易（輸出・輸入）状況、投資環境、貿易・投資関連協定の締結状況、食・農産業分野の外国直接投資（FDI）状況、同分野の産業構造、及び同分野における我が国 ODA（民間連携事業、技術協力事業等）実施状況等に関する基礎情報を収集し、整理する。
- ② FVC 調査にかかる既存の文献、報告書、C/P 及びニカラグア政府ホームページ等から情報を入手し、ニカラグアにおける FVC の現状を整理、分析する。これまで FVC 調査は、JICA ニカラグア事務所でも行われており、C/P も事前に候補となる FVC の基礎情報を収集し、簡易調査を実施していることから、JICA ニカラグア事務所及び C/P から調査報告書や関連資料を入手し、分析した上で、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ FVC 調査にかかる既存の文献、報告書、及び JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）⁴、グローバルフードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会⁵等から、食・農関連分野⁶の民間企業、関連団体、公的機関、大学等が有する技術・製品・サービス・ノウハウ⁷に関する情報、及びニカラグアや中南米地域への事業展開に関心を持つ食・農産業分野の日本企業等の情報を収集する。
- ④ 現地業務の開始に向けて、JICA ニカラグア事務所と事前調整を行う。
- ⑤ 業務全体のワークプラン（案）（西文、和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、全体の活動計画及び第1次現地派遣期間の活動計画を説明する。

（2）第1次現地派遣期間（2020年3月上旬～5月中旬：60日間）

- ① JICA ニカラグア事務所にワークプラン（案）を提出し、全体の活動計画及び第1次現地派遣期間の活動計画を説明する。
- ② ワークプラン（案）を基に C/P と協議し活動計画を合意する。
- ③ 国内準備期間中に収集した基礎情報とカウンターパートが事前に取りまとめたニカラグアの FVC 調査情報を踏まえ、社会経済開発効果の高い農産物を複数（3品目程度）選定する。
- ④ 選定された FVC の課題（技術、政策・制度、インフラ、資金等）、FVC を構成する主要なステ

⁴ JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/index.html>

⁵ グローバルフードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/about.html

⁶ 食・農産業分野とは、農産物の生産、加工、流通、農業資材（種子、肥料、農薬、農業機械、配合飼料、農業用温室等）の生産・販売、外食。

⁷ 技術・ノウハウは、一次産業としての農林水産業のみならず、農産品加工業や「道の駅」、「コンビニ」といった農産物の販売・消費拡大に繋がるサービス業も含む。

ークホルダー、ステークホルダー間の関係について、JICA ニカラグア事務所がローカルコンサルタントを備上して実施する予定の各 FVC の構造にかかる詳細な情報収集調査の側面支援（TOR の作成、調査項目、調査方法にかかる助言等）を行う。

- ⑤ 現状ニカラグアにおいて実施されている FVC 構築・強化にかかる取組みについて C/P と分析を行い、課題を抽出し、考えられる対応策について検討を行い、プロジェクトの中で計画するアクションプランの参考情報として整理する。
- ⑥ 特定された FVC の課題解決に向けて、産官学関係者が情報を共有し、協働で取り組みを行い、それをモニタリングするためのプラットフォーム作りを支援する。プラットフォームの役割や運営方法等について、合意形成がなされるよう助言する。
- ⑦ ニカラグアの FVC の課題解決、強化に貢献が期待される技術・製品・サービス等を有する日本企業等とビジネスパートナーになり得る現地企業等に関する情報について、収集、整理、分析する。
- ⑧ JICA ニカラグア事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（3）第 1 次国内整理期間 （2020 年 6 月：2 日間）

- ① JICA 農村開発部へ報告を行うとともに、第 1 次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。
- ② JiPFA 中南米 FVC 分科会等のセミナーに参加し、ニカラグアの FVC の紹介、課題、求められる日本企業等の技術・製品・サービス等について発表する。

（4）第 2 次国内準備期間 （2020 年 8 月～9 月：6 日間）

- ① （1）③で収集した情報を基に、ヒアリング対象企業等⁸を絞り込むための選定基準を作成する。
- ② 同選定基準を基にヒアリング対象企業等を選定の上、ニカラグアの FVC の課題解決、強化に資することが期待されるビジネスアイデア（有用な技術、製品、サービスの概要等）、事業展開上の課題・制約要因、ODA への期待等についてヒアリングやアンケート調査等を行い、情報を整理し、分析する。例えば、カカオやゴマなどが FVC 対象品目となった場合、これら農産品の買い手（市場）としての日本企業等への聴き取りも行う。（JiPFA 等を活用し情報収集をすること）
- ③ 第 1 回現地調査派遣を踏まえて、ニカラグアの FVC 構築・強化に参考となるような国内外の取組みについて情報収集を行う。
- ④ （ローカルコンサルタントを備上して FVC 情報収集調査等を実施する場合）国内からその進捗状況についてメールやスカイプ等で確認し、ローカルコンサルタントの調査・分析内容に関する技術的支援及び報告書案に対してのコメント等を行う。
- ⑤ C/P 及び JICA ニカラグア事務所から、ローカルコンサルタントによる FVC 調査の進捗状況等に関する情報を入手し、現地での進捗状況に応じ、ワークプランを見直す。
- ⑥ JICA 農村開発部へ、第 2 次派遣期間の業務計画を説明し、了解を得る。また、当初のワークプランの内容に大きな変更があれば、その内容を説明すること。

（5）第 2 次現地派遣期間 （2020 年 10 月上旬～12 月上旬を想定：60 日間：第 1 次現地派遣期間中に C/P と合意したワークプラン及びプロジェクトの進捗状況に応じ、第 2 次現地派遣の日程を調整すること。）

- ① JICA ニカラグア事務所に第 2 次派遣期間の業務計画を説明する。また、当初のワークプランの内容に大きな変更があれば、説明すること。
- ② C/P とワークプランを見直し、合意する。

⁸ 中南米地域に既に広く事業展開している日本企業や他地域・国内で、新技術やイノベーティブな事業展開や研究等を積極的に進めた経験を有する企業及び大学に関してもヒアリング等の対象とする。

- ③ ローカルコンサルタント等の各 FVC の詳細情報調査等の結果を基に、以下の項目について情報を分析し、整理する。
 - FVC を構成するステークホルダー、ステークホルダーの機能、ステークホルダー間の関係性
 - FVC を取り巻く政策・制度環境
 - FVC が生み出す付加価値、課題（技術面、組織面、インフラ面、政策・制度環境面等）
 - FVC の構築・強化に関する取組の現状及び日本を含むドナー等の支援状況
 - FVC の課題解決に資する技術・製品・サービス等。
- ④ （４）③及び各 FVC の詳細情報調査等結果を踏まえて、ニカラグアの FVC 構築・強化に資する参考となる国内外の情報、取組みについて共有する。
- ⑤ （２）⑥で、構築を支援したプラットフォームにおいて、産官学関係者を対象とした 共有セミナーを実施し、特定された FVC の課題、ボトルネックを共有し、産官学関係者の役割分担や協働を進めるために必要なアクションを提案する。
- ⑥ 産官学関係者が協働でアクションプランを作成するための連携や調整体制が整備されるよう助言・支援をする。
- ⑦ 上記で作成されたアクションプランが実施されるため、アクションプランの事業実施体制が整理・合意されるよう、助言・支援を行う。
- ⑧ （２）⑦の情報を基に、ニカラグアの FVC の課題解決、強化に貢献が期待される技術・製品・サービス等、日本企業等とビジネスパートナーになり得る現地企業等に関する情報をとりまとめる。
- ⑨ ニカラグアの FVC の課題解決・強化に貢献が期待される日本企業等が有する技術・製品・サービス・ノウハウ等を紹介する。
- ⑩ JICA ニカラグア事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（６）国内整理期間 （2021 年 1 月：5 日間）

- ① 専門家業務完了報告書（和文、西文）を作成し、JICA のコメントを得て完成させる。
- ② JICA 農村開発部へ現地業務完了報告を行うとともに専門家業務完了報告書を提出する。
- ③ JiPFA 中南米 FVC 分科会等のセミナーに参加し、中南米地域への事業展開に関心を有する日本企業、研究機関等を対象に、ニカラグアの FVC の課題、同 FVC の強化において求められている日本の技術、製品、サービス等について発表する。

9. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。

体裁は、簡易製本とし、併せて、電子データも提出すること。

（１）ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（西文）を作成する。各現地渡航において、C/P との議論を深め、改訂を重ねること。C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA ニカラグア事務所へ各 1 部配布する。

（２）現地業務結果報告書（第 1 次現地派遣期間及び第 2 次現地派遣期間）

各次派遣終了時まで、それぞれ西文と和文を作成する。提出部数は、各次ともに以下のとおり。

- ・西文：3 部（C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA ニカラグア事務所へ各 1 部）
- ・和文：2 部（JICA 農村開発部、JICA ニカラグア事務所へ各 1 部）

記載事項：①各派遣時における業務の具体的内容
 ②各派遣時における業務の達成状況
 ③業務実施上遭遇した課題とその対処

- ④次期派遣に向けた活動計画
- ⑤その他

(3) 専門家業務完了報告書

第2次派遣期間中及び国内整理期間中に、和文を作成する。現地業務から帰国後2週間以内にJICA農村開発部、JICA ニカラグア事務所へドラフトを提出し、JICA のコメントを得た上で、完成させ、帰国後4週間以内に提出すること。ただし、提出最終期限は遅くとも2021年2月14日とする。提出部数は以下の通り。

・和文：2部（JICA 農村開発部、JICA ニカラグア事務所へ各1部）

記載事項：①各派遣時における業務の具体的内容

- ②各派遣時における業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④残された課題
- ⑤実現可能な提言

なお、協働で策定されたアクションプラン等を参考資料として添付すること。

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます。経路は以下の通り。

日本→アトランタ/ヒューストン/メキシコシティ→ニカラグア→アトランタ/ヒューストン/メキシコシティ→日本

11. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

第1回目の現地業務期間は、2020年3月上旬から5月中旬までの60日間を予定しています。

第2回目の現地業務期間は、2020年10月上旬から12月上旬までの60日間を想定していますが、第1次現地派遣期間中に今後の活動計画をC/Pと議論し、第2次派遣時期を調整してください。

② 現地での業務体制

本業務従事者は、農牧省本省を配属先とし、必要に応じて、地方都市（選定されたFVCの生産地域等）まで出張を行います。

また、必要に応じ、本業務従事者の事務補助を行うアシスタントをJICAニカラグア事務所が備上することを想定しています。（なお、アシスタントの備上期間、業務内容については、業務開始後にJICAニカラグア事務所と調整してください。）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 国内出張時の車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、JICA ニカラグア事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

農牧省農務室内における執務スペース提供あり。

(2) 参考資料

以下のホームページに、各種FVC調査にかかる参考資料が公開されています。

- ① JiPFA中南米FVC分科会（第1回～第3回）「中南米地域広域フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」にかかる進捗報告
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/america.html>
- ② JiPFA アフリカ FVC 分科会（第1回～第3回）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/africa_fvc.html
- ③ JiPFA アセアン FVC 分科会（第1回）
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/asean.html>
- ④ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文

：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上